

「徴収猶予申請書」の書き方

- 1 所在地、名称、日中連絡のつく電話番号（携帯番号可）を記載してください。
代表者の氏名を併せて記載してください。

2 「納付（納入）すべき徴収金」欄

徴収猶予の申請をするときに、未納となっている市税（課税年度、区名、台帳番号、納期限、税額等）を全て期別で記載してください。

3 「徴収猶予を受けようとする金額」欄

「納付（納入）すべき徴収金」の合計額から「財産目録及び財産収支状況書（法人用）」（⇒22 ページ）の「5 現在納付可能資金額」欄の「納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者等が支出し又は損失を受けた金額が、猶予を認められる限度額となります。

よって

「猶予を受けようとする金額」>「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の場合は、

「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額が限度額、

「猶予を受けようとする金額」<「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の場合は、

「猶予を受けようとする金額」の金額が限度額になります。

《記載例》

（納付（納入）すべき徴収金の合計額）	（納付可能資金額）	（猶予を受けようとする金額）
301,000 円	－ 0 円	= 301,000 円 (①)

支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を、支出し又は損失を受けた金額から差し引きます。

（修繕費）	（受領した保険金）	（猶予該当事実があったことによる支出又は損失）
740,000 円	－ 300,000 円	= 440,000 円 (②)

この例の場合、①<②となるので、この欄に記載するのは、「猶予を受けようとする金額」を記載します。

（猶予を受けようとする金額）	（猶予該当事実があったことによる支出又は損失）	（この欄に記載する金額）
301,000 円 (①)	< 440,000 円 (②)	⇒ 301,000 円

4 「徴収猶予を受けようとする期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」*から「納付（納入）計画の最終日」及びその期間を記載します。

※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- ・申請書を提出する日が猶予を受けようとする徴収金の納期限以前である場合には、納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
- ・災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

5 「徴収猶予の申請理由」欄

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細及びその事実があったことにより、納税者等が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

なお、「本来の法定納期限から1年を経過した後に納付すべき徴収金が確定した場合の徴収猶予」の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由^{*}により猶予を受けようとする市税等の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

※ この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする市税等を納付又は納入すべきことを知ったときから徴収猶予の申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間（おおむね1か月程度）内に徴収猶予の申請書が提出されたこと、その他納税者等の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

《記載例》

災害等

令和〇年〇月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となり、復旧して営業を再開するまで〇日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する〇万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

事業の休廃止

近隣に大型店舗が進出したことにより、令和〇年〇月から〇月までの売上が前年比〇%減となるなど業績が著しく悪化したため、令和〇年〇月に従業員を全員解雇し、〇〇業を廃業した。廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失〇万円及び従業員〇人を解雇した際に支払った退職金の合計〇万円を合わせた〇万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。

事業上の著しい損失

令和〇年〇月期は〇万円の利益があったが、令和〇年〇月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、令和〇〇年〇月期は〇万円の損失となってしまった。

このうち、令和〇年〇月期の利益金額〇万円の2分の1の金額〇万円を超える部分である〇万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

本来の法定納期限から1年を経過した後に納付すべき市税等が確定した場合

原則として記載不要

(やむを得ない理由により猶予を受けようとする市税等の法定納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。)

納付すべき税額〇万円のうち、納期限までに納付できる金額は〇万円のみであり、残額〇万円については、一時に納付することができない。

6 「納付（納入）計画」欄

「財産目録及び財産収支状況書」の「8 分割納付計画」(⇒ 24 ページ) 欄から転記します。

7 「担保」欄

担保を提供する必要がある場合で、不動産等の担保として提供できる財産*を提供する場合は、「別紙担保提供書のとおり」と記載し、「担保提供書」を併せて提出します。

また、保証人の保証を担保して提供する場合は、「別紙担保提供書のとおり」と記載し、「担保提供書」を併せて提出します。

担保を提供することができない特別の事情がある場合については、「担保として提供できる種類の財産を所有していない。」と記載します。

但し、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- (1) 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- (3) 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど）がある場合

※担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 社債その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
- 3 土地
- 4 建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に付したものの
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 市長が確実と認める保証人の保証